

I 宮城県子ども総合センターの概要

1 沿革

- ・平成9年度～平成10年度 「みやぎ子ども総合支援機能あり方検討委員会」を設置。子どもに関する様々な現象が社会問題化し、行政として高度な対応が求められていたことから、学識経験者で構成する委員会を設置し、児童相談所の機能と県立児童館の機能を融合し、子どもの健全育成を図りつつ、問題を抱えた子どもたちをケアしていく総合的支援機能のあり方について検討。
- ・平成11年度～平成12年度 「みやぎ子ども総合支援機能あり方検討委員会」の検討結果を受け、関係部局と意見交換しながら、具体的な組織のあり方について検討。
- ・平成12年4月 宮城県中央児童相談所において「子どもメンタルクリニック」を暫定実施。
- ・平成13年4月 宮城県中央児童相談所と宮城県中央児童館を統合再編し、多様な子どもの育成支援、精神科診療、人材育成など、子どもや家庭、関係機関等を総合的に支援する宮城県子ども総合センター（宮城県子ども総合センター附属診療所古川診療室を含む。）を設立するとともに、児童相談所の機能を強化した地域子どもセンターを県中央及び古川に加え、沿岸地域の体制を強化するために石巻に支所を設置。
- ・平成14年4月 宮城県子ども総合センター附属診療所石巻診療室を開設。
- ・平成15年9月 精神科通院医療の一形態である子どもデイケア事業を開始。
- ・平成18年4月 宮城県子ども総合センター附属診療所気仙沼診療室を開設。
宮城県子ども総合センター附属診療所古川診療室を宮城県子ども総合センター附属診療所大崎診療室に名称変更。
- ・平成23年3月 宮城県子どもの心のケアチーム巡回相談を開始。
- ・平成24年2月 東日本大震災中央子ども支援センター宮城県事務所が宮城県子ども総合センター内に設置される。
- ・平成25年3月 宮城県中央児童館を廃止。児童遊園及び緑地部分を仙台市に譲渡。
- ・平成25年4月 仙台市青葉区本町一丁目4-39から名取市美田園二丁目1-4（まなウェルみやぎ）に移転。
- ・平成26年3月 東日本大震災中央子ども支援センター宮城県事務所が閉鎖される。
- ・平成26年4月 心のケア推進班を新設。
東日本大震災みやぎ子ども支援センターが宮城県子ども総合センター内に設置される。
- ・平成28年3月 東日本大震災みやぎ子ども支援センターが閉鎖される。

- ・平成29年3月 心のケア推進班を廃止。
- ・平成31年4月 発達障害者支援班を新設。
- ・令和元年7月 宮城県子ども総合センター内に発達障害者支援センターを設置。
- ・令和4年6月 療育デイケア事業においてショートケアを導入。
- ・令和4年11月 附属診療所において、段階的に電子カルテシステムを導入。

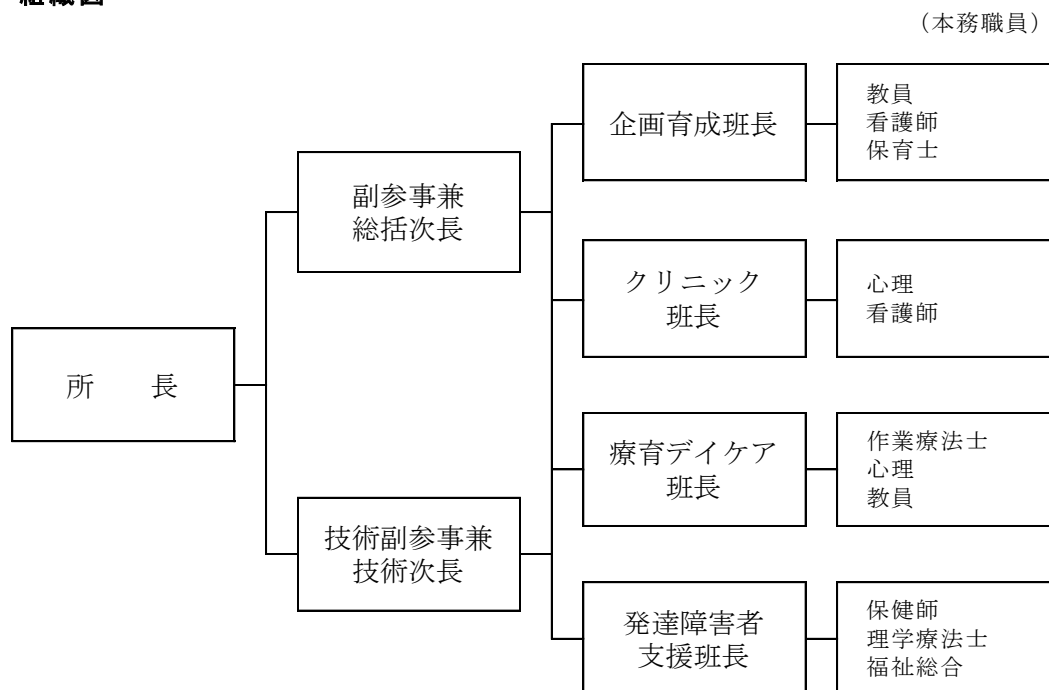
2 組織概況（令和7年4月1日現在）

宮城県子ども総合センター
名取市美田園二丁目1-4

子どもメンタルクリニック

- 宮城県子ども総合センター附属診療所
名取市美田園二丁目1-4
- 宮城県子ども総合センター附属診療所**大崎診療室**
大崎市古川駅南二丁目4-3（宮城県北部児童相談所内）
- 宮城県子ども総合センター附属診療所**石巻診療室**
石巻市あゆみ野五丁目7（宮城県東部児童相談所内）
- 宮城県子ども総合センター附属診療所**気仙沼診療室**
気仙沼市東新城三丁目3-3（宮城県東部児童相談所気仙沼支所内）

組織図



3 業務概要

(1) 子どもメンタルクリニック

児童精神科医を中心として、子どもの成長発達や、育児不安などに関する悩みを持つ保護者、情緒面の問題を持つ子ども及び発達障害の子どもなどに関する診療を行う。また、児童相談所や市町村等関係機関に専門的な技術支援を行う。

(2) 子どもデイケア

様々な心の問題及び発達の問題などにより、不登校など社会に適応しにくい子どもたちを対象に、社会生活を営む上で必要な生活技能を高めるための訓練や学習プログラムを提供し、適応能力の向上を図る。

(3) 児童健全育成

遊びや児童文化に関する研修等を通じ、地域や関係機関で様々な子どもの特性や成長段階に応じた健全育成事業を実施する人材を育成し、地域の子育て中の家族を対象に、遊び場の提供として「のびのびサロン」の運営などを実施する。

(4) 不登校児童等支援

不登校児童生徒に対応している機関の職員に対して、不登校の現状と抱えている課題や児童生徒とその家族に対する支援方法について考え、理解を深める機会として、不登校相談・支援機関等研修会を実施する。

(5) 母子保健児童虐待予防

母子保健業務に従事する職員を対象に、育児不安を抱える母親への支援技術向上及び児童虐待を予防するための地域体制への支援を目的とした研修会を開催する。

(6) 専門職研修

複雑化している子どもの相談業務や健全育成活動を的確に実施するため、児童福祉司、児童心理司、児童厚生員等関係職員の実務研修や、保育士が多様化した保育ニーズや課題に対応できるよう、専門知識や技術習得の研修を実施する。また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う放課後児童支援員を対象とした認定資格研修及び子育て支援員研修を実施する。

(7) 子どもの心のケアの推進

東日本大震災や豪雨等による自然災害の多発により様々な体験をした子どもたちの心のケアを行うために、附属診療所における児童精神科医療体制の強化を図る。保育士や教員など子どものメンタルヘルスに関わる支援者の対応力向上を図ることを目的に、コンサルテーションや事例検討会、研修会などを実施する。

(8) 発達障害者支援体制の整備

発達障害に対する社会的認知の高まりなどによる相談件数の増加や多様化する支援ニーズに対応するため、身近な地域で充実した支援を受けられる体制の整備に向け、子ども総合センター内に設置した「発達障害者支援センター」において、発達障害者への総合的な支援を行う専門機関として、一次支援機関（市町村、障害児等療育支援事業受託事業所等）・二次支援機関（「発達障害者地域支援マネジャー」配置事業所）への技術支援を行う。また、県内の発達障害支援に携わる職員を対象とし、支援技術の向上を図るための各種研修会を実施する。